

振動規制法に基づく道路交通振動の限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 翌日午前8時まで
第1種区域	本庁管内の区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	本庁管内の区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	70デシベル	65デシベル

注) 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は、それぞれの値から5デシベルを減じた値以上とし、特定の既設線道路の区間の全部又は一部における夜間の第1種区域の限度は夜間の第2種区域の値とすることができる。

「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

「振動規制法施行規則に基づく市長が定める区域及び時間の区分」(平成24年3月30日松阪市告示第84号)